



石運輸第170号
平成21年 6月 9日

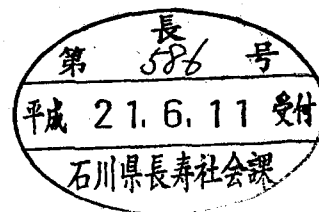
石川県健康福祉部長 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

標記については、国土交通省自動車交通局長から通知されているところですが、北陸信越運輸局長から今般別紙（写）のとおり通達があったので、関係各部局及び各地方公共団体に対し周知方お取り計らい願います。





北信交旅第110号の4
平成21年 5月28日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正
について

標記について、自家用有償旅客運送に係る関係通達の一部改正に伴い、下記の審査基準を一部改正し、別紙のとおり公示したので了知されるとともに、関係者へ周知されたい。

記

1. 市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について
(平成18年9月29日付け公示第61号)
2. 過疎地有償運送の申請に対する処理方針について
(平成18年9月29日付け公示第62号)
3. 福祉有償運送の申請に対する処理方針について
(平成18年9月29日付け公示第63号)



国自旅第 33 号
平成 21 年 5 月 21 日

北陸信越運輸局長 殿

自動車交通局長

「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について

自家用有償旅客運送の登録制度については、平成 18 年 10 月 1 日から施行され、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成 18 年 9 月 15 日付け国自旅第 141 号）等により取り扱っているところであるが、本制度施行後の状況について、平成 18 年 12 月より「自家用有償旅客運送フォローアップ検討会」を開催し検証を行ってきたところ、登録の申請書の添付書類である「役員の名簿」の省略化、運行管理に係る指揮命令系統の明確化等について指摘がなされたところである。

このため、これらの指摘等を踏まえ、標記について、別紙 1 から 3 の新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、別添のとおり、社団法人日本バス協会会長、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて通知したので申し添える。



公 示

公示第16号

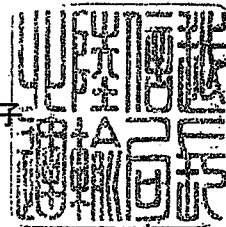
「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について

「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」（平成18年9月29日付け公示第61号）について、別紙のとおり一部改正する。

平成21年5月28日

北陸信越運輸局長

後藤 靖子



別紙 「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一部改正 平成20年6月30日付け公示第35号 一部改正 平成21年5月28日付け公示第16号</p> <p>公示第61号</p> <p style="text-align: center;">「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める市町村運営有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>一部改正 平成20年6月30日付け公示第35号</p> <p>公示第61号</p> <p style="text-align: center;">「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める市町村運営有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p>
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">市町村運営有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運行管理</p> <p><u>運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。</u></p> <p><u>運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。</u></p> <p><u>旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。また、受託者が乗務しようとする運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。</u></p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">市町村運営有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運行管理</p> <p><u>施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者は、市町村の職員の中からこれを選任しなければならないものとする。また、旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、受託者において必要な資格を有する運行管理の責任者（運行管理者を含む。）を確保するとともに、運行が行われている間、委託先の運行管理の責任者が、運行の拠点となる事務所に常駐し、運転者に対する安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。また、運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するための措置を講ずるものとし、運送者は、実際の確認その他の実質的な運行管理等の措置について、委託に係る運行管理の体制が適切に整備されるよう措置するものとする。</u></p>

(3) ~ (9) (略)

5. ~ 9. (略)

附 則
(略)

附 則 (平成21年5月28日付け公示第16号で一部改正)

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

様式第1-1号 ~ 様式第4号 (略)

様式第5号

登録番号	
運送の主体 (申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- > 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

(3) ~ (9) (略)

5. ~ 9. (略)

附 則
(略)

附 則 (平成21年5月28日付け公示第16号で一部改正)

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

様式第1-1号 ~ 様式第4号 (略)

様式第5号

登録番号	
運送の主体 (申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)

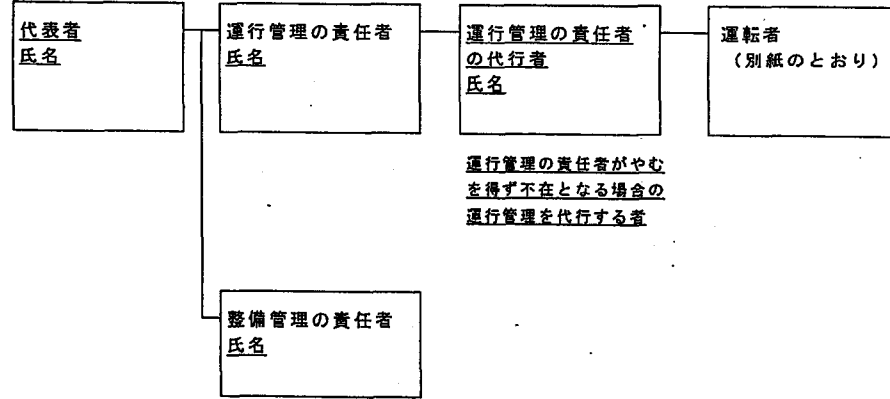
	氏 名	住 所	資格の種類	委託

- > 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- > 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- > 運行を委託する場合は委託欄に○印を記載。

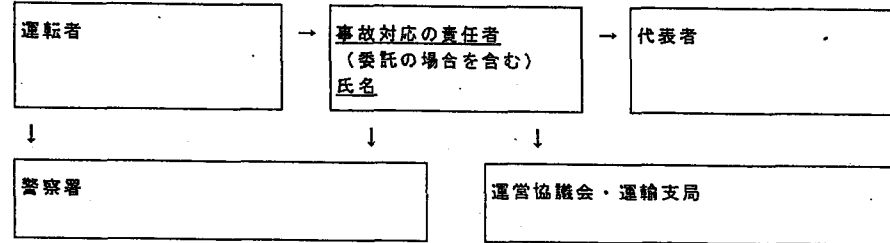
(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

運行管理の体制



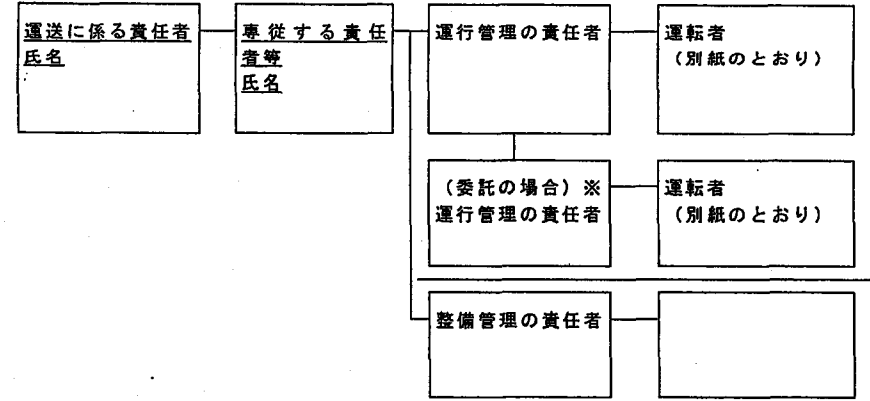
2. 事故処理連絡体制



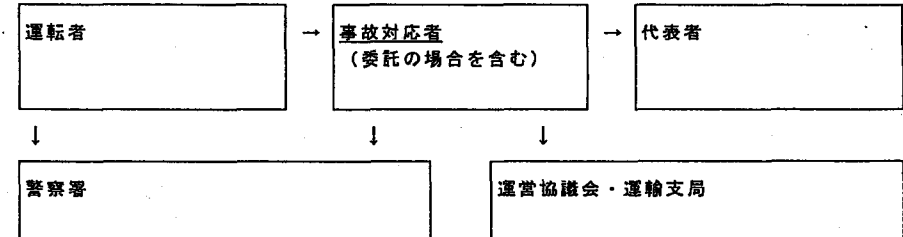
3. (略)

以下 (略)

運行管理の体制



2. 事故処理連絡体制



3. (略)

以下 (略)



公 示

公示第17号

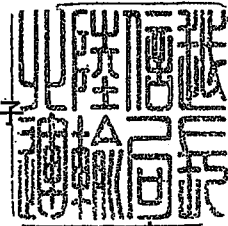
「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について

「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」（平成18年9月29日付け公示第62号）について、別紙のとおり一部改正する。

平成21年5月28日

北陸信越運輸局長

後藤 靖子



別紙 「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成21年5月28日付け公示第17号</p> <p>公示第62号</p> <p style="text-align: center;">「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に定める過疎地有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第62号</p> <p style="text-align: center;">「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に定める過疎地有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p>
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">過疎地有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (1)、(2) (略) (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（<u>登記事項証明書により確認できる場合は不要</u>）。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則（平成21年5月28日付け公示第17号で一部改正） <u>1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。</u></p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">過疎地有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請 (1)、(2) (略) (3) 添付書類 施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。 ① 定款等の書類 施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿。 ②～⑩ (略) (4)、(5) (略)</p> <p>3. ～8. (略)</p> <p>附 則 (略)</p>

様式第1-1号 ~ 様式第1-4号 (略)

添付書類 (新規登録の申請に際して添付が必要な書類)

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿 (登記事項証明書により確認できる場合は不要)	
2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 9	(略)	(略)

添付書類 (更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類)

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿 (登記事項証明書により確認できる場合は不要)	
2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 10	(略)	(略)

様式第2号 ~ 様式第5号 (略)

様式第6号

登録番号	
運送の主体 (申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

様式第1-1号 ~ 様式第1-4号 (略)

添付書類 (新規登録の申請に際して添付が必要な書類)

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 9	(略)	(略)

添付書類 (更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類)

	必要書類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 10	(略)	(略)

様式第2号 ~ 様式第5号 (略)

様式第6号

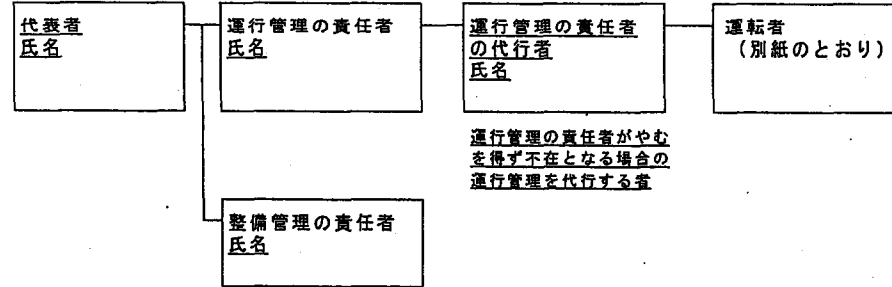
登録番号	
運送主体 (申請者)	

運行管理の体制等を記載した書類

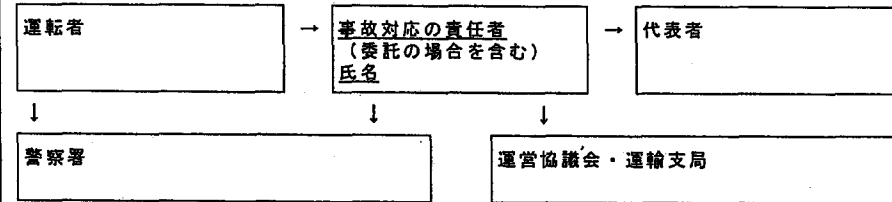
事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第2号 (略)

参考様式第6号

(51条の19関係)

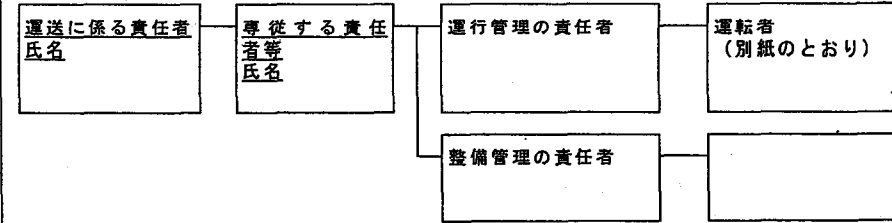
写真	作成番号	
	作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

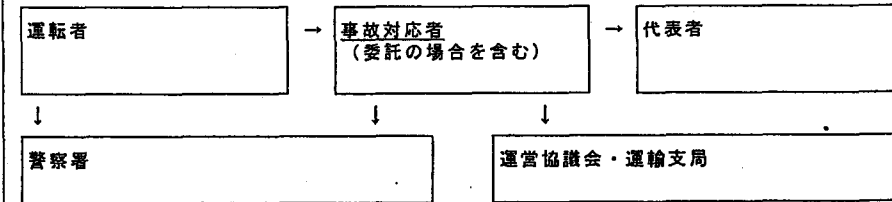
自家用有償旅客運送者の名称	
運転者の氏名	

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第2号 (略)

参考様式第6号

(51条の19関係)

写真	作成番号	
	作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運転者の氏名	

運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
団体の長の証明印	
印	

以下 (略)

運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第16条第1項に掲げる要件	
団体の長の証明印	
印	

以下 (略)



公 示

公示第18号

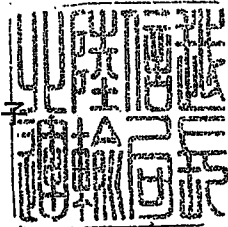
「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正について

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」(平成18年9月29日付け公示第63号)について、別紙のとおり一部改正する。

平成21年5月28日

北陸信越運輸局長

後藤 靖子



別紙 「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">一部改正 平成21年5月28日付け公示第18号</p> <p>公示第63号</p> <p style="text-align: center;">「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に定める福祉有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 運送しようとする旅客の範囲</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、<u>自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。</u></p> <p>(ホ) (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3) 添付書類</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第63号</p> <p style="text-align: center;">「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」</p> <p>道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に定める福祉有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。</p> <p style="text-align: center;">平成18年9月28日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 有野 一馬</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">福祉有償運送の申請に対する処理方針</p> <p>以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 登録の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 登録の申請</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 運送しようとする旅客の範囲</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、<u>発達障害、自閉症、学習障害を含むものとする。</u></p> <p>(ホ) (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p>(3) 添付書類</p>

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。

②～⑩（略）

(4)、(5)（略）

3. ～ 8. （略）

附 則
(略)

附 則（平成21年5月28日付け公示第18号一部改正）

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

様式第1-1号～様式第1-4号（略）

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（ <u>登記事項証明書により確認できる場合は不要</u> ）	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（ <u>登記事項証明書により確認できる場合は不要</u> ）	

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿。

②～⑩（略）

(4)、(5)（略）

3. ～ 8. （略）

附 則
(略)

様式第1-1号～様式第1-4号（略）

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	
2 ～ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ～ 9	(略)	(略)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿	

2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 10	(略)	(略)

様式第2号 ~ 様式第5号 (略)

様式第6号

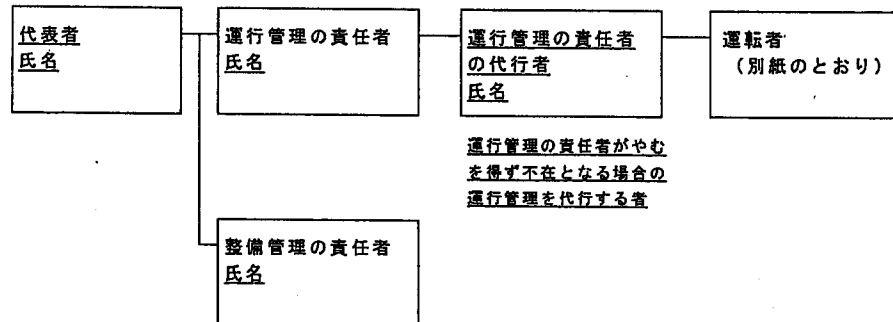
登録番号	
運送の主体 (申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制

2 ~ 4	(略)	(略)
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6 ~ 10	(略)	(略)

様式第2号 ~ 様式第5号 (略)

様式第6号

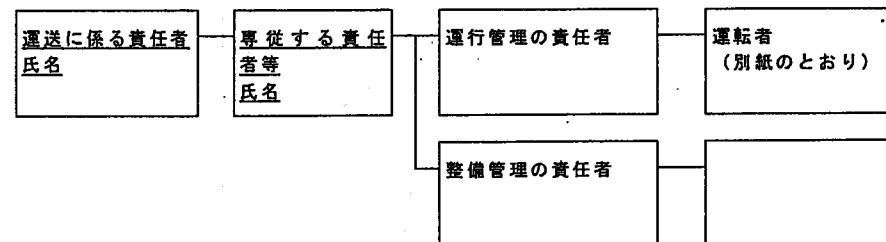
登録番号	
運送主体 (申請者)	

運行管理の体制等を記載した書類

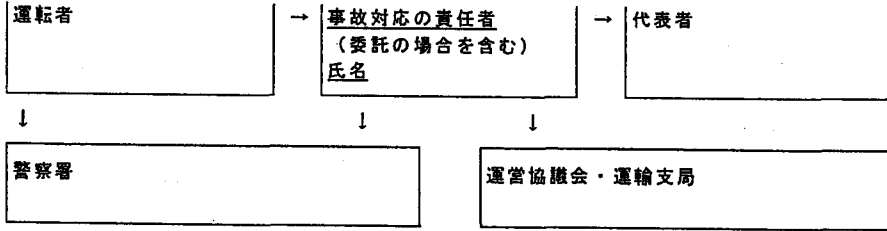
事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制
(ア)、(イ) (略)

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



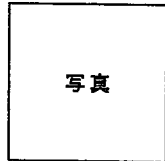
3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第6号 (略)

参考様式第8号

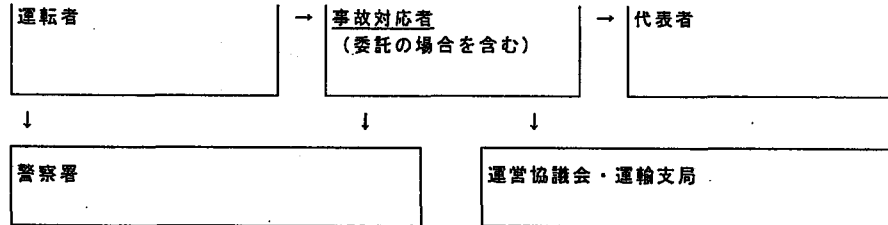
(51条の19関係)



作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	



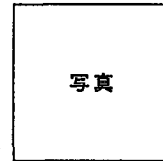
3. (略)

様式第7号～様式第9号 (略)

参考様式第1号～参考様式第6号 (略)

参考様式第8号

(51条の19関係)



作成番号	
作成年月日	平成 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運転免許証の有効期限	
道路運送法施行規則第16条第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第16条第3項に掲げる要件	

運事務所長を含む。以下同じ。) あて提出するものとする。

① 申請者(市町村)の名称

② 申請者(市町村)の住所

③ 申請者(市町村)の代表者の氏名

④ 自家用有償旅客運送の種別及びその態様

「市町村運営有償運送」と記載し、「交通空白輸送」又は「市町村福祉輸送」のうち、行おうとする運送の態様を記載する。

⑤ 路線又は運送の区域

当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。

(イ)「交通空白輸送」にあつては、路線を定めて行うものとする。

デマンド運行(予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて迂回部分への運行を行う形態)を行う場合にあっては、基軸となる路線を定めるものとする。

路線に関する事項として、申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。

(ロ)「市町村福祉輸送」にあつては、市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

以下に示す輸送の態様の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数を記載する。

(イ) 交通空白輸送

交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものとする。

- ・ バス：乗車定員11人以上の自動車
- ・ 普通自動車：乗車定員11人未満の自動車(リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。)

(ロ) 市町村福祉輸送

市町村福祉輸送は、乗車定員11人未満の自動車であつて以下に掲げる自動車により行うものとする。

- ・ 寝台車：車内に寝台(ストレッチャー)を固定する設備を有する自動車
- ・ 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であつてスロープ又はリフト付きの自動車
- ・ 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車
- ・ 回転シート車：回転シート(リフトアップシートを含む。)を備える自動車
- ・ セダン等(貨物運送の用に供する自動車を除く。)

団体の長の証明印 印	団体の長の証明印 印
以下 (略)	以下 (略)

公 示

一部改正 平成20年6月30日付け公示第35号

一部改正 平成21年5月28日付け公示第16号

公示第61号

「市町村運営有償運送の申請に対する処理方針について」

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1号に定める市町村運営有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。

平成18年9月28日

北陸信越運輸局長 有野 一馬

市町村運営有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 市町村運営有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第1号に定める市町村運営有償運送（以下「市町村運営有償運送」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は施行規則第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議」等という。）の協議結果に基づき運送を行うものであって、次に掲げる態様のものとする。

① 「交通空白輸送」

当該市町村内の過疎地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが当該市町村内の住民の旅客輸送の確保のために必要な運送（当該市町村における一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止又は休止を受けて地域住民の生活交通を確保するために行う運送を含む。）を行うものをいうものとする。

② 「市町村福祉輸送」

当該市町村の住民のうち施行規則第49条第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に会員登録を行った者に対する外出の支援のために当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送をいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け市町村運営有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（申請様式第1-1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ)「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とする。

(ロ)「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第49条第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等の移動制約者等であって、当該市町村に会員登録を行った者（会員登録を受けようとする者を含む。）を対象とするものとする。

⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 路線図

施行規則第51条の3第2号に定める路線図は、申請する路線に加え、一般乗合旅客自動車運送事業の路線等、地域の公共交通の状況を記した路線図とする。

② 地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第4号に定める、地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類とは、様式第2-1号又は第2-2号に定める書類とする。

③ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証とし、登録後に購入を計画している者については、車両購入契約書又は見積書とする。また、計画車両にリース車両がある場合は、リース契約書又は見積書とする。

④ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、「交通空白輸送」を行う運転者にあつては、様式第3号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

また、「市町村福祉輸送」を行う運転者にあつては、様式第3号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに施行規則第49条第3号に規定する福祉有償運送の運転者に求められる施行規則第51条の16第1項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

セダン等の自動車を使用して市町村福祉輸送を行う場合は、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類（当該要件

を備えていない運転者が乗務することとなる場合は、他の乗務員が当該要件を備えていることを証する書類)の写しを求めることとする。

運行委託を行っている場合にあっては、受託者の運転者が当該要件を備えていることを要するものとする。

⑤ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第4号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第5号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあっては1両、乗車定員11人未満の車両にあっては5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

なお、運行の委託を行っている場合にあっては、委託先の運行管理の責任者も含めた運行管理の体制を記した書類、就任承諾書を求めるものとする。

⑥ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑦ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、同一の番号により管理するものとする。(別記1参照)

既に登録を受けている市町村が合併した場合は、最初に登録を受けた市町村の登録番号を優先する。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証(様式第6号)の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等は、申請者を登録簿に登録した場合は、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等(兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。)の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することが

できるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 市町村福祉輸送の対象となる旅客は、運送者に会員登録を行った者に限る。

また、運送者に登録した会員の状況について、年1回輸送実績の報告に併せ運輸支局長等に報告を行うこと。

(5) 登録の拒否

以下①、②のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第7号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

次の事項について地域公共交通会議等における協議が調っていないこと。

(イ) 交通空白輸送にあつては、交通空白地帯であつて地域住民の輸送を行う必要性があると認められるものであること。

(ロ) 市町村福祉輸送にあつては、タクシー等の公共交通機関によっては移動制約者等の住民の輸送需要に応ずることが困難であり、市町村福祉輸送を行うことが必要であること。

② 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の(イ)～(ホ)のいずれかに該当するものであること。

(イ) 市町村運営有償輸送を実施するために必要な自動車の保有がなされていないと認められる場合。特に市町村福祉輸送を実施する場合にあつては、旅客の移動制約等の状況に応じた福祉自動車の保有がなされていない場合

(ロ) 施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及びセダン等の自動車を使用して市町村福祉輸送を行う場合にあつては、同条第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合

(ハ) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ニ) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

3. 対価の揭示等

旅客から収受する対価については、市町村運営有償輸送を実施する事務所において公

衆に見やすいよう掲示するものとする。また、市町村福祉輸送に係る対価については、利用者に対し収受する対価等を記載した書類を提示して説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であること要件は、地域の実情に応じて地域公共交通会議等において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。
- ③ 市町村福祉輸送を行おうとする場合においては、利用者の安全確保について特別な配慮が必要となることから、施行規則第51条の16第3項に規定する運転者及び乗務員の要件を適用するものとする。この場合において、運行の委託が行われている場合には、当該受託者について同様の要件を適用するものとする。

(2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。また、受託者が乗務しようとする運転者に対して行う安全な運転のための確認、指示は対面により確実に実施するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第1号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあつては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

- ② 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第10号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあつては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(4) 運転者台帳の整備

施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第8号を参考として運送者において書式を定めるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第2号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(7) 車内の掲示

施行規則第51条の24に規定する自動車内の掲示については、以下に掲げる事項を旅客から見やすいように掲示するものとする。

① 運送者の名称

② 運転者の氏名

③ 自動車登録番号

④ 旅客から収受する対価

(8) 苦情処理の体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第5号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第6号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(9) その他の留意事項

地域公共交通会議等は、上記に定めるもののほか、市町村運営有償運送の運行実態

及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

5. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うものとする。

② 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

地域公共交通会議等で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあつては、この限りではない。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに地域公共交通会議等からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあつては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあつては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

① 上記2. の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。

② 運輸支局長等は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

③ 運輸支局長等は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。

る。

- ④ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第7号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

6. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下に掲げる変更をしようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 路線を延長、増加又は変更しようとする場合（既存路線を短縮する場合を除く。）
② 運送の区域を拡大しようとする場合

なお、市町村福祉輸送を実施する市町村において、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域の拡大を行う場合にあっては、合併後の市町村が主宰する地域公共交通会議等における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1-3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等あて提出するものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 路線の延長、増加又は変更をしようとする場合

- (イ) 上記2.(3)①~⑦までに掲げる書類のうち、路線図、自動車の使用権原を証する書類、変更しようとする路線に係る運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
(ロ) 変更しようとする路線に係る市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

② 運送の区域を拡大しようとする場合

- (イ) 上記2.(3)①~⑦までに掲げる書類のうち、自動車の使用権原を証する書類、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類
(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する地域公共交通会議等において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記2.の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

- ② 変更登録を行った場合には、運輸支局長等は、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第7号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するものとする。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

7. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとに配置する乗車定員11人未満の車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

8. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12第1項に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。

9. 登録の抹消

(1) 運輸支局長等は、登録の有効期限が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。

(2) 運輸支局長等は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を地域公共交通会議等の主宰者に通知するものとする。

- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
4. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。
6. みなし運送者のうち、平成9年7月11日付け事務連絡「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱い」により旧法第80条第1項ただし書の許可を受けていた者にあつては、改正法施行後更新の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例により運送を行うことができる。

附 則（平成20年6月30日付け公示第35号で一部改正）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けるものから適用ものとする。

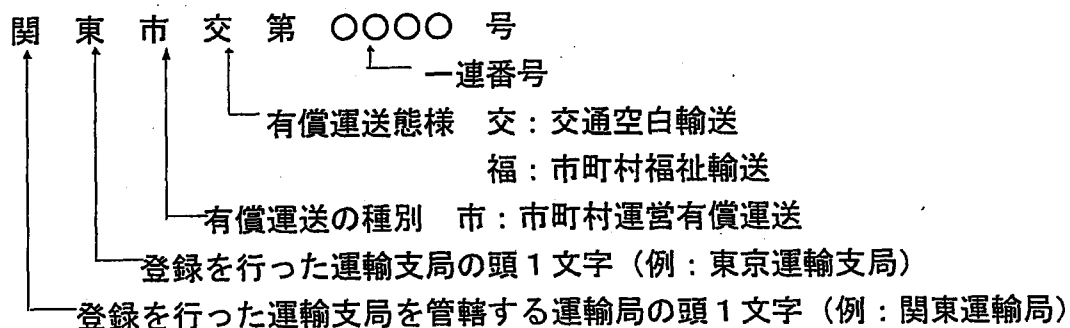
附 則（平成21年5月28日付け公示第16号で一部改正）

本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用ものとする。

別記 1.

登録番号の付与方法

【番号付与例】



- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示する。
2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送に係る登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)

3. 路線又は運送の区域

・ (1) 路線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ 口 程
1				
2				
3				
4				
5				

・ (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バ ス	軽自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
				()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)

4. 路線又は運送の区域

・ (1) 路線（交通空白輸送に係るもの）

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

・ (2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	軽自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
				()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送	市町村福祉輸送

8. 路線又は運送の区域ごとの対価の額
(必要に応じ関係資料を添付のこと)

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の変更登録の申請を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)

4. 変更しようとする事項

(1) 路 線

		新	旧
路	起 点		
	終 点		
	キ ロ 程		
	主たる経過地		
線	起 点		
	終 点		
	キ ロ 程		
	主たる経過地		

(2) 運送の区域 (市町村福祉輸送に係るもの)

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(3) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(4) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	軽自動車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
新				()	()	()	()	()	()	()
旧				()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(5) 運送しようとする旅客の範囲

	交通空白輸送	市町村福祉輸送
新		
旧		

5. 変更予定期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

(市町村運営有償運送：交通空白輸送（又は市町村福祉輸送）)

4. 軽微な事項の変更

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
名 称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 路線（減少した場合に限る）

		新	旧
路	起 点		
	主たる経過地		
	終 点		
	キ 口 程		
線	起 点		
	主たる経過地		
	終 点		
	キ 口 程		

(3) 運送の区域（減少した場合に限る）

	運 送 の 区 域
新	
旧	

(4) 事務所の名称及び位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市 町 村 福 祉 輸 送						合 計 (軽)
	バス	普通車	小 計	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	小 計 (軽)	
新				()	()	()	()	()	()	()
旧				()	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

	交通空白輸送	市町村福祉輸送
新		
旧		

添付書類（登録の申請に関し基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	路線図（路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者の場合）	
2	地域公共交通会議等における合意を証する書類	様式第2-1号又は様式第2-2号
3	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
4	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第3号
5	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第4号
6	運行管理の体制等を記載した書類	様式第5号

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に関し基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	路線図（路線を定めて行う市町村運営有償運送を行おうとする者の場合）	
2	地域公共交通会議等における合意を証する書類	様式第2-1号又は様式第2-2号
3	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
4	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第3号
5	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第4号
6	運行管理の体制等を記載した書類	様式第5号
7	登録証（更新登録、変更登録、軽微な変更の届出の場合）	様式第6号

平成 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

地域公共交通会議においての協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村
(名称)

(対象市町村)

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

(3) 路線又は運送の区域

(4) その他特記事項

平成 年 月 日

〇〇市地域公共交通会議

主宰者 〇〇市長 証明印

平成 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

協議会においての協議が調ったことを証する書類

下記のとおり協議会を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 協議会の名称及び対象市町村
(名 称)

(対象市町村)

2. 協議会にて合意に至った年月日

3. 合意の内容
(1) 運送主体

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別

(3) 路線又は運送の区域

(4) その他特記事項

平成 年 月 日

〇〇〇〇協議会
主宰者 〇〇市長 証明印

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあつては、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者に係る就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、市町村福祉輸送を行う場合であつて、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあつては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

登録番号	
運送の主体 (申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

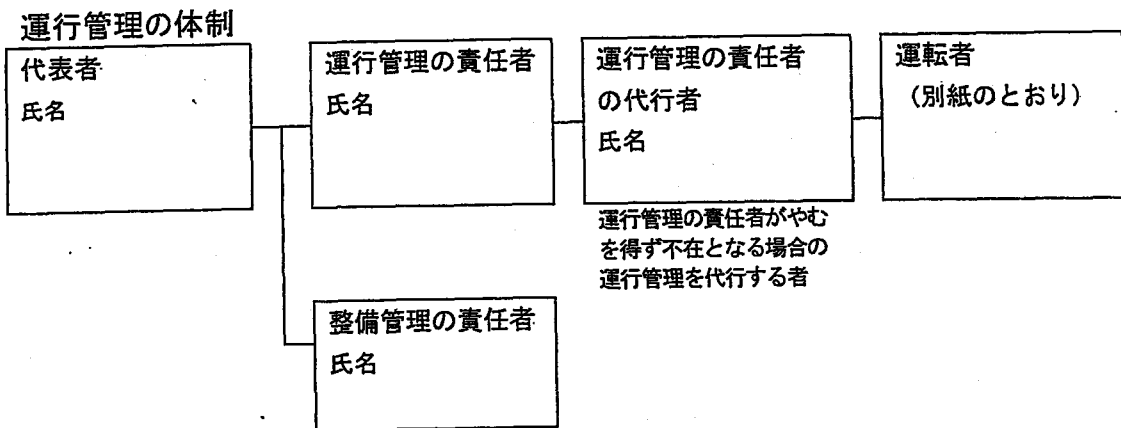
No	氏名	住所	資格の種類	委託
1				
2				
3				

- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。

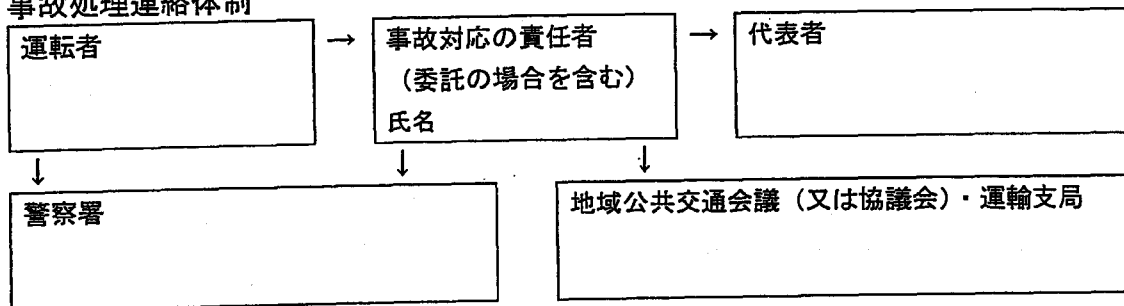
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1		
2		

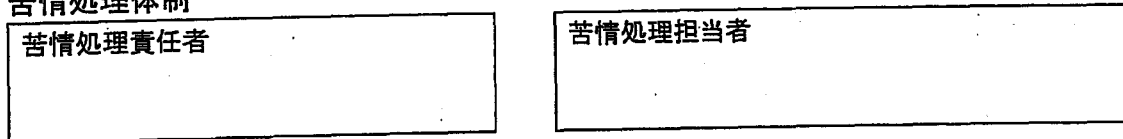
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者の氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 運送の区域
6. 登録に付す条件

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇

申 請 者 殿

登録拒否理由通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により（一部）登録を拒否したので通知する。

記

1. 登録を拒否した事項

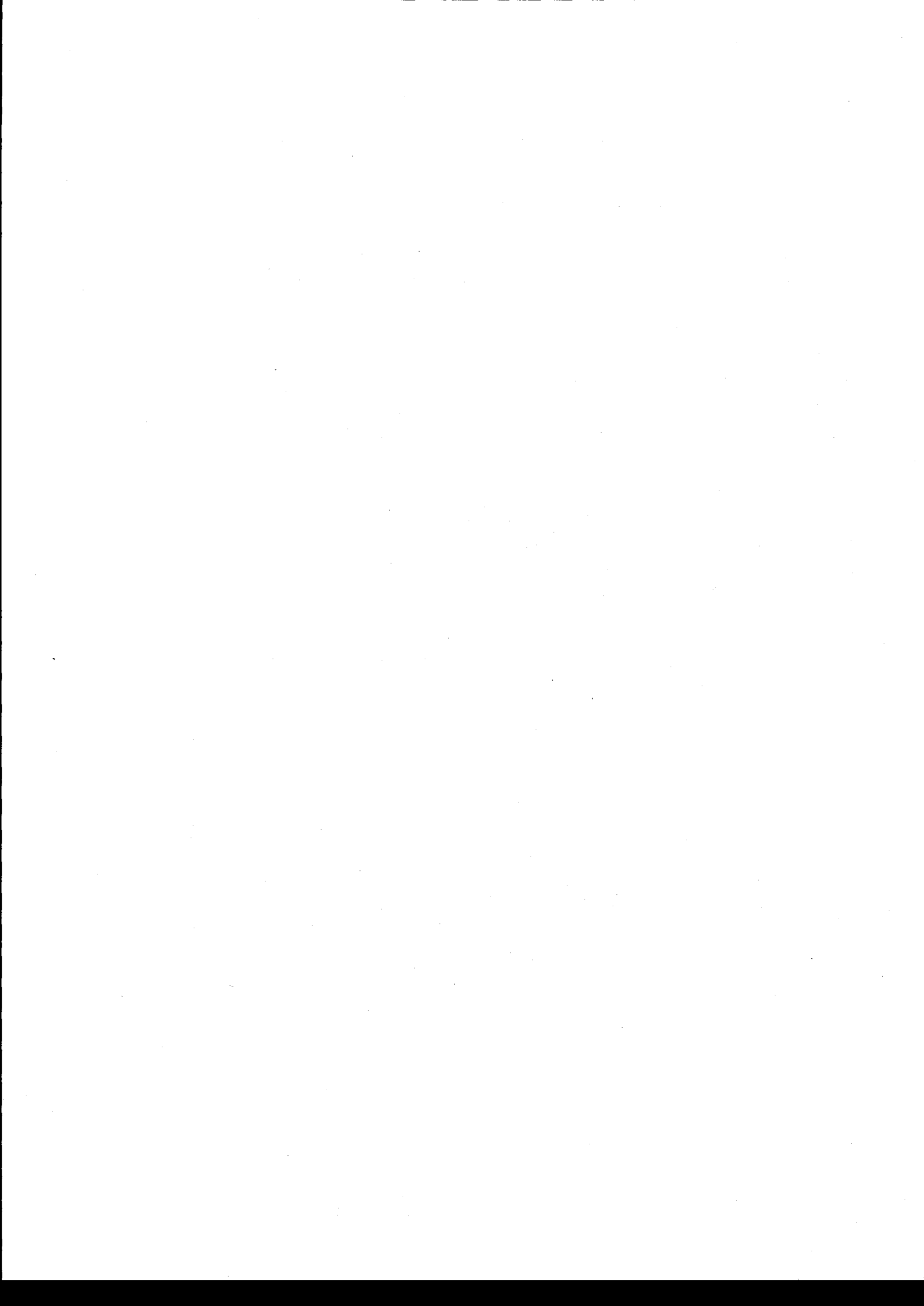
2. 登録の拒否を行った理由

(文 例)

- ・ 道路運送法施行規則第9条の2に規定する地域公共交通会議又は同第9条第2項に規定する協議会において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号の合意が得られていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の16第1項に定める必要な要件を備える運転者の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の22第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇



公 示

一部改正 平成21年5月28日付け公示第17号

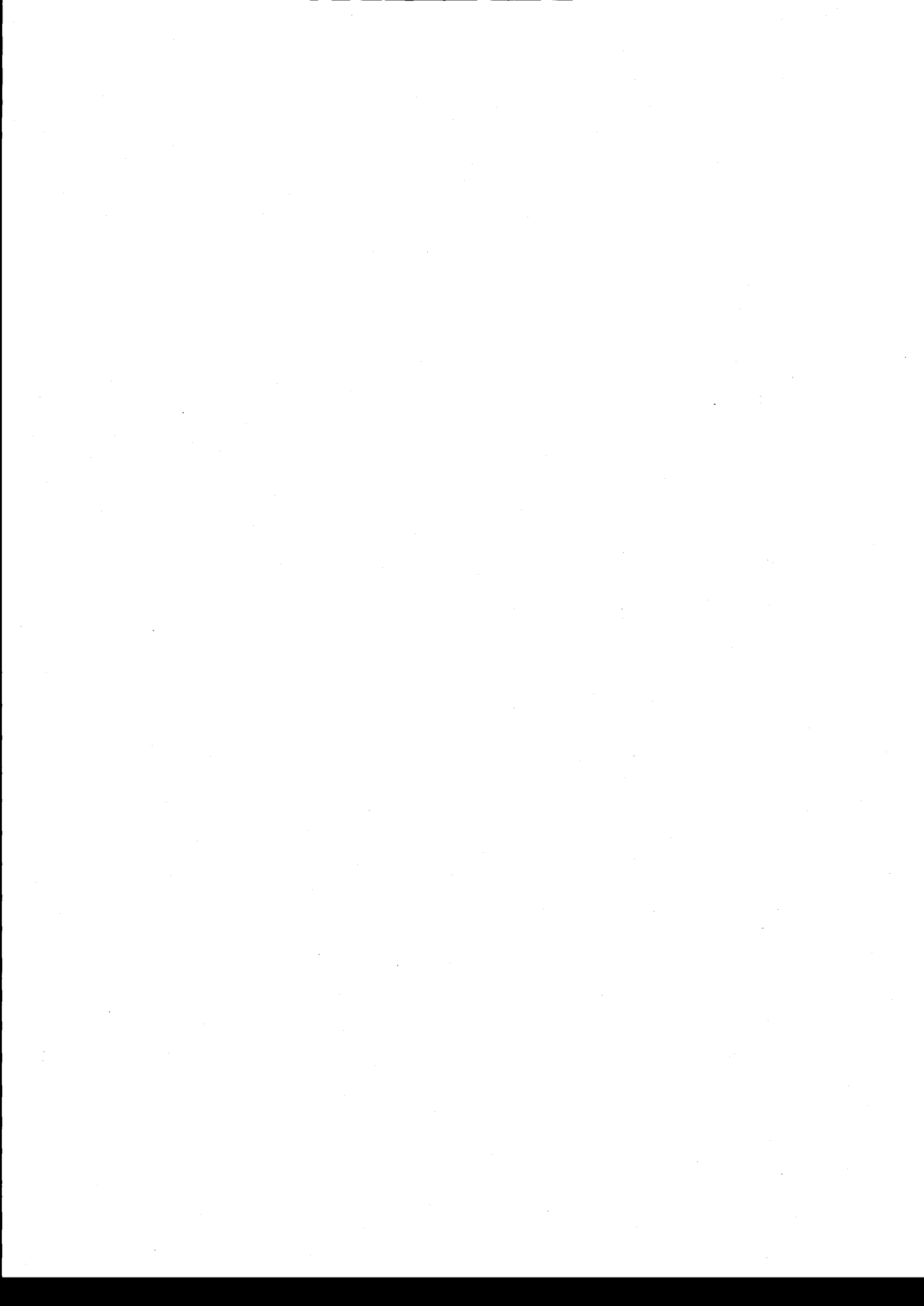
公示第62号

「過疎地有償運送の申請に対する処理方針について」

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に定める過疎地有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。

平成18年9月28日

北陸信越運輸局長 有野 一馬



過疎地有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 過疎地有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2項に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第2号に定める過疎地有償運送（以下「過疎地有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「法人等」という。）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う輸送サービスをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け過疎地有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在過疎地有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が継承法人となり過疎地有償運送を行う場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に、(3)に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名

④ 自家用有償旅客運送の種別

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

また、交通空白等の状況に対応するため、運送の区域を市町村内の一部の区域に限定しようとする場合には、運営協議会における合意に基づき、運送の区域を限定することができるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

過疎地有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている法人等である場合は、申請書には過疎地有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する過疎地有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（過疎地有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

（イ）バス：乗車定員11人以上の自動車

（ロ）普通自動車：乗車定員11人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両を含むものとする。）

なお、（ロ）に掲げる自動車にあっては、やむを得ない場合を除き乗用自動車に限るものとする。

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

運送しようとする旅客は、申請者の会員（会員となる予定の者を含む。）であつて、施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、当該地域内に存する官公庁、病院その他の公共的施設を利用する者、その他当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者とする。

⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人に

あつては寄附行為)及び登記事項証明書並びに役員名簿(登記事項証明書により確認できる場合は不要)。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第2号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、運営協議会において協議が調っていることを証する書類とは、運営協議会が申請者に交付した様式第3号に定める書類とする。運営協議会において運送の区域を市町村内の一部地域に限定することとした場合及び申請者の行おうとする過疎地有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨を記載するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、過疎地有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し(第二種運転免許を受けていない場合に限る。)とする。

⑥ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が乗車定員11人以上の車両にあつては1両、乗車定員11人未満の車両にあつては5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

⑦ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑧ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑨ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は

財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

⑩ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。）とする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等の管轄に関係することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）

ただし、広域的に活動する法人等であって、1の法人等として登録するとかえって活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあつては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人の登記上、活動拠点たる事務所が法人等の登記簿に登録されていない場合にあつては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第7号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等は、申請者を登録簿に登録した場合には、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあつては神戸運輸監理部、沖縄県にあつては陸運事務所を含む。以下同じ。）の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

(イ) 申請時において要件を満たしていない運転者がいる場合には、要件の確保の

措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

(ロ) 運送の区域は、〇〇市△△町のうち、□□地区とする。また、運送の区域を見直す場合（減少する場合を除く。）は、再度運営協議会における合意を必要とするものとする。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合において、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村等に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による過疎地有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の(イ)～(へ)のいずれかに該当するものであること。

(イ) 過疎地有償運送の実施に必要な自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む。）

(ロ) 施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合

(ハ) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ニ) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合

(ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合

(ヘ) 施行規則第51条の22に規定する自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許の保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることと要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。

② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。

また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

(3) 安全な運転のための確認の記録及び乗務記録等の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第10号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。
- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第8号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第2号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第11号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第9号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあつては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するも

のとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報保護の観点から適切に管理するものとする。

(9) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(10) その他の留意事項

運営協議会は、上記に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあつては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあつては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

- ③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を保留することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

- ① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと
- ② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと
- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を実施するものとする。
- ② 運輸支局長等は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 運輸支局長等は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等は、関係する運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村等に対してもその旨を通知するものとする。

5. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下の①又は②に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に過疎地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1-3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 運送の区域が拡大される場合

(イ) 上記2.(3)①~⑩に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに過疎地有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記2.(3)①~⑩に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

- ① 変更登録は上記2.の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を実施するものとする。

- ② 運輸支局長等は、変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 変更登録を行った運輸支局長等は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村等に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新を行わない。

6. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書（様式第1-4号）により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上（乗車定員11人以上の自動車にあっては1両以上）となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとする。

8. 登録の抹消

- (1) 運輸支局長等は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。
- (2) 運輸支局長等は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。
- (3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。
2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係るものを含む。以下同じ。）を受けることとなる日までは適用しない。
3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え

置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え付けるものとする。

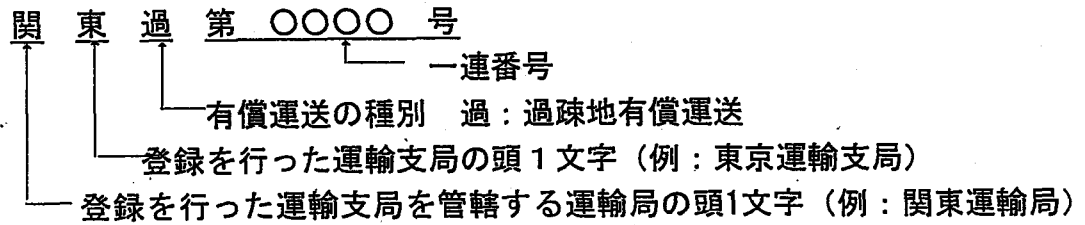
附 則（平成21年5月28日付け公示第17号で一部改正）

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

別記 1.

登録番号の付与方法

【番号付与例】



注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示する。

2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11人以上)	普通自動車 (乗車定員 10人以下)	合 計 (軽)
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

4. 運送の区域

運送の区域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	バ ス (乗車定員 11人以上)	普通自動車 (乗車定員 10人以下)	合 計
	所有		()	()
	持込		()	()
	合計		()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(過疎地有償運送)

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5. 変更予定期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償運送の種別
(過疎地有償運送)

4. 軽微な事項の変更

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(過疎地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

--	--

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称又は位置

事務所	新	旧
名称		
位置		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有区分	バス (乗車定員11人以上)	普通自動車 (乗車定員10人以下)	合計
新		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()
旧		所有		()	()
		持込		()	()
		合計		()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

新	旧

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第1号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	(様式第9号)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第1号
9	登録証（更新登録、変更登録等の場合）	様式第7号
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書）	（様式第9号）

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

平成 年 月 日

申請者 ○○○○ 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村
(名称)

(対象市町村)

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

3. 合意の内容

(ア)運送主体の名称、住所、代表者の氏名

(イ)運送の区域

(ウ)旅客から収受する対価 (対価の内容を添付すること)

(エ)その他特記事項

平成 年 月 日

〇〇市運営協議会
主宰者 〇〇市長 印

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏名	住所	運転免許の種類	
			区分	種類
1				種
2				種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種
9				種
10				種

- ※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。
- ※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運行管理の責任者就任承諾書

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

登録番号	
運送の主体(申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

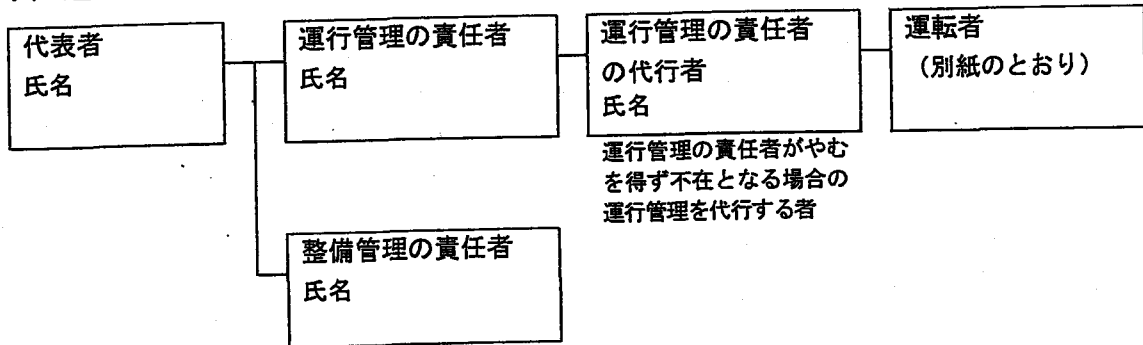
No	氏名	住所	資格の種類
1			
2			

※ 乗車定員11以上の車両を配置する事務所及び乗車定員11人未満の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
 ※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

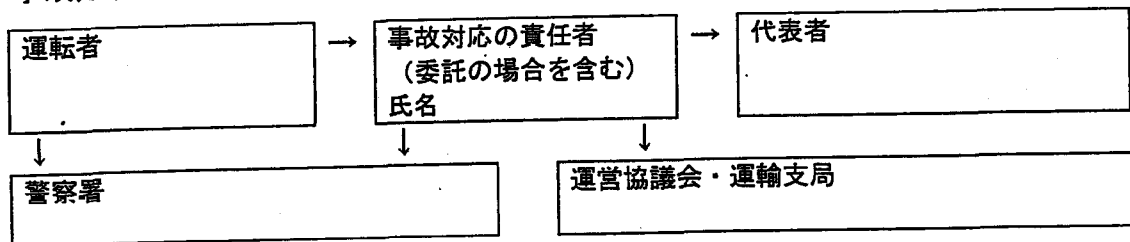
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1		

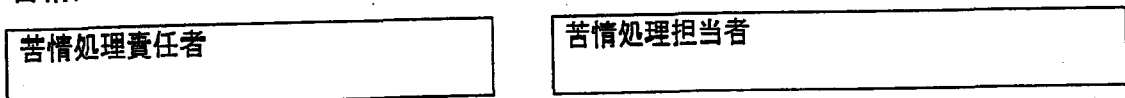
(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者の氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 運送の区域
6. 登録に付す条件

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇

(申請者) 殿

登録拒否理由通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により（一部）登録を拒否したので通知する。

記

1. 登録を拒否した事項

2. 登録の拒否を行った理由

(文 例)

- ・ 道路運送法第79条の4第1項第1号（第2号、第3号、第4号）に掲げる欠格事由に該当しているため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号の合意が得られていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の16第1項に定める必要な要件を備える運転者の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の21に規定する旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の22第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

平成 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

公 示

一部改正 平成21年5月28日付け公示第18号

公示第63号

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」

道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第3号に定める福祉有償運送に係る処理方針を別紙のとおり定めたので公示する。

平成18年9月28日

北陸信越運輸局長 有野 一馬

福祉有償運送の申請に対する処理方針

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

1. 福祉有償運送について

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第49条第3号に定める福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）は、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等施行規則第49条第3号に掲げる者に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他施行規則第48条に掲げる者（以下「法人等」という。）が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいうものとする。

2. 登録の申請

(1) 登録を行う場合

法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。

- ① 新たに登録を受け福祉有償運送を行おうとする場合
- ② 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合
- ③ 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再度登録を受けようとする場合
- ④ 現在福祉有償運送を行っている法人等が、法人等の合併によって新たな法人等となった場合において、登録を受けていない法人が承継法人となり福祉有償運送を行う場合

(2) 登録の申請

登録の申請を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に、(3)に掲げる添付書類を添えて、運送の区域の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては、運営協議会の協議が調った市町村のうち主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。

- ① 申請者の名称
- ② 申請者の住所
- ③ 申請者の代表者の氏名
- ④ 自家用有償旅客運送の種別

⑤ 運送の区域

運送の区域は、市町村の長が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とするものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。

運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合の運送の区域は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らし合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めるものとする。

⑥ 事務所の名称及び位置

福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする（記載する事務所は主たる事務所、従たる事務所を問わない。）。この場合において、申請者が広域的に活動を行っている場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載するものとする。

⑦ 事務所ごとに配置する福祉有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数

事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込みの自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権原を有するものに限る。）の別ごとに、以下に掲げる自動車の台数を記載（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）するものとする。

(イ) 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車

(ロ) 車いす車：車いすの利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車

(ハ) 兼用車：ストレッチャー及び車いすの双方に対応した自動車

(ニ) 回転シート車：回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車

(ホ) セダン等（貨物運送の用に供する自動車を除く。）

⑧ 運送しようとする旅客の範囲

(イ) 運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。なお、申請日において運送しようとする旅客の中に該当する者がいない区分については、申請することができない。

(ロ) 施行規則第49条第3号イに該当する旅客にあつては身体障害者手帳を、同号ロに該当する旅客にあつては介護保険被保険者証を所持する者であること。

(ハ) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する者を対象とする場合には、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者であること。

(ニ) 施行規則第49条第3号ハ及びニに該当する旅客にあつては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者を含むものとし、「その他の障害を有する者」には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含むものとする。

(ホ) 福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、施行規則第

49条第3号に定める者のうち透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができるものとする。この場合においては、旅客から収受する対価が施行規則第51条の15の規定及び関係通達の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要するものとする。

⑨ その他の留意事項

登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づき、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求めるものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の3に定める申請書に添付する書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

① 定款等の書類

施行規則第51条の3第1号に規定する申請者である法人等の定款（財団法人にあっては寄附行為）及び登記事項証明書並びに役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）。

② いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類

施行規則第51条の3第3号に定める、法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類とは、様式第2号に定める宣誓書とし、法人等の代表者が当該法人の他の役員を含めて宣誓することができるものとする。

③ 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

施行規則第51条の3第5号に定める、運営協議会において協議が調っていることを証する書類とは、運営協議会が申請者に交付した様式第3号に定める書類とする。申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨記載するものとする。

④ 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

施行規則第51条の3第6号に定める、自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類とは、当該自動車の自動車検査証及び自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書とする。この場合において、当該契約書又は使用承諾書は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであるものとする。

⑤ 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第7号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者が施行規則第51条の16第1項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、様式第4号に定める運転者就任承諾書及び運転免許証の写し並びに同項各号のいずれかに掲げる要件を備えていることを証する書類の写し（第二種運転免許を受けていない場合に限る。）とする。

⑥ 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗

務員が必要な要件を備えていることを証する書類

施行規則第51条の3第8号に定める、福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする場合における運転者その他の乗務員が施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えていることを証する書類とは、介護福祉士の登録証の写し、施行規則第51条の16第3項第2号に規定する講習を修了していることを証する書類の写し又は同項第3号の要件を備えていることを証する書類の写しとする。

⑦ 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第9号に定める、運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類とは、様式第5号に定める自動車の運行管理の責任者の就任承諾書及び様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とし、配置する自動車の数が5両以上となる事務所の場合には、運行管理の責任者が施行規則第51条の17第2項の要件を備えることを証する書類を要するものとする。

⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

施行規則第51条の3第10号に定める、整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑨ 事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

施行規則第51条の3第11号に定める、事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類とは、様式第6号に定める自動車の運行管理の体制等を記した書類とする。

⑩ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

施行規則第51条の3第12号に定める、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類とは、契約申込書の写し、見積書等施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入している又は加入する計画があることを証する書類とする。

⑪ 運送をしようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第13号に定める、運送をしようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の25各号に掲げる事項を記載した名簿（参考様式第イ号を参考として運送者において作成したものを含む。）又は参考様式第ロ号に定める会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類のいずれかとする。

(4) 登録の実施

① 登録番号の付与

運輸支局長等は、登録を行った場合には、自家用有償旅客運送者（以下「運送者」という。）ごとに登録番号の付与を行い、これを管理するものとする。登録番号は、抹消登録が行われるまでの間、変更登録が行われ他の運輸支局長等の管轄に属することとなった場合であっても同一の番号により管理するものとする。（別記1参照）ただし、広域的に活動する法人等であつて、1の法人等として登録するとかえつ

て活動実態の把握が困難となるため、活動の拠点たる地域ごとに登録した方が望ましいと認められる場合にあっては、法人等の活動実態等も踏まえ、活動拠点ごとに登録を行うことができるものとする。この場合において、法人等の登記上、活動拠点たる事務所が法人等の登記簿に登録されていない場合にあっては、当該事務所の登記簿謄本、賃貸借契約書等により事務所の使用権原の確認を行うものとする。

② 登録を行った場合の通知

運輸支局長等は、登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。通知は登録証（様式第7号）の交付によって代えることができるものとする。

③ 登録簿

運輸支局長等は、申請者を登録簿に登録した場合には、登録簿を簿冊に調製し運輸支局等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部、沖縄県にあっては陸運事務所を含む。以下同じ。）の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

④ 登録時に付すべき条件

登録時に付すべき条件は、以下のものが考えられるが、このほかに地域の実情、申請内容等によりこれと異なる条件を付すこと及び条件を追加することができるものとする。

- (イ) 申請時において要件を備えていない運転者がある場合には、要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。
- (ロ) 複数乗車を行う場合において、旅客の輸送の安全の確保のため添乗をする者が必要と認められる場合には、適切な者を乗務させること。

(5) 登録の拒否

以下の①～③のいずれかに該当する場合には、登録を拒否するものとする。この場合においては、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

① 法第79条の4第1項第1号から第4号までに掲げる欠格事由のいずれかに該当する場合

② 法第79条の4第1項第5号に該当する場合

運営協議会において、当該法人等による福祉有償運送の実施が必要である旨の合意がないこと。

③ 法第79条の4第1項第6号に該当する場合

次の(イ)～(へ)のいずれかに該当するものであること。

(イ) 運送しようとする旅客の移動制約等の状況に対応するために必要な福祉自動車の保有がなされていない場合（使用権原が申請者でない場合を含む）

ただし、人工透析患者、精神障害者又は知的障害者のみを運送する場合等にあつては、この限りでない。

- (ロ) 施行規則第51条の16第1項に定める要件を備える運転者の確保がなされていないと認められる場合及び福祉自動車以外のセダン等の自動車を使用する場合にあっては、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備える運転者その他の乗務員が確保されていないと認められる場合
- (ハ) 施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ニ) 施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ホ) 施行規則第51条の21第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任及び連絡体制の整備がなされていないと認められる場合
- (ヘ) 施行規則第51条の22に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められる場合

3. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

登録を受けた運送者が講じなければならない輸送の安全及び旅客の利便の確保措置については、以下の点に留意することとする。

(1) 運転者の要件

- ① 施行規則第51条の16第1項に規定する、第1種運転免許保有者であって、「その効力が過去2年以内において停止されていない者」であることの要件は、地域の実情に応じて運営協議会において定めることができるものとする。ただし、2年未満の期間とすることはできないものとする。
- ② 登録後において、施行規則第51条の16第2項に規定する事故を惹起した運転者には、独立行政法人自動車事故対策機構が実施する適性診断を受診させること。また、「その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合」とあるのは、運送者に所属する運転者が道路交通法違反を惹起した結果、運転免許停止以上の処分を受けることとなった場合をいうものとし、運送者は、当該運転者に適性診断を受診させ、運転免許の停止条件が解除された後でなければ運転業務を再開させてはならないものとする。

(2) 運行管理

運行管理の責任者の選任にあっては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数を選任すること。

運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。

(3) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

- ① 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。対面での確認が困難である場合には、電話により必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。
- ② 施行規則第51条の18第1項に定める、運送者が乗務しようとする運転者に対

して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

- ③ 施行規則第51条の18第2項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(4) 運転者台帳及び運転者証の整備

- ① 施行規則第51条の19第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において定めるものとする。
- ② 施行規則第51条の19第3項に定める運転者証は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項及び第3項に規定する運転者の要件として必要な講習の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（IDカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(5) 事故の場合の処置

施行規則第51条の21第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

(6) 損害賠償措置の実施

施行規則第51条の22に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

(7) 自動車に関する表示

- ① 施行規則第51条の23に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。

この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

(イ) 運送者の名称

(ロ) 「有償運送車両」の文字

(ハ) 登録番号

- ② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(8) 旅客の名簿の作成管理

施行規則第51条の25に規定する旅客の名簿の作成管理に当たっては、個人情報の保護の観点から適切に管理するものとする。

(9) 苦情処理体制の確保等

施行規則第51条の26第1項に定める苦情処理の体制については、様式第6号に記載するものとし、同条2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第7号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(10) その他の留意事項

運営協議会は、上記に定めるもののほか、団体の活動実態及び地域の実情に応じ、必要と認められた事項を定めることができるものとする。

4. 有効期間の更新の登録

(1) 更新登録の申請

① 有効期間の更新の登録の申請を行おうとする者は、更新登録申請書（様式第1-2号）を運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）に提出するものとする。この場合において、運輸支局長等は、原則として有効期間の満了する日の2ヶ月前から申請の受付を行うとともに、運送の区域が他の運輸支局長等の管轄内に存するときは、当該運輸支局長等に通知を行うものとする。

② 複数の運送の区域を有する者にあっては、更新の登録を行うことについてそれぞれの運送の区域における運営協議会の合意が成立していることを要するものとする。この場合において、一部の区域において更新の必要性について協議が調わなかった場合には、当該区域に係る有効期間の更新を行うことはできないものとする。

③ 有効期間が満了した後、更新登録の申請があった場合は、災害等によりやむを得ない場合を除き有効期間の更新を行うことができないものとする。

運営協議会で更新についての協議を行っているにもかかわらず、有効期間の満了する日までに協議が調わない場合には、運送者は協議が調っていることを証する書類を添付せずに更新の登録の申請を行うことができるものとし、この場合において、運輸支局長等は、協議が調っていることを証する書類の提出がなされるまでの間、更新の登録の可否についての判断を留保することができるものとする。ただし、有効期間の満了する日までに協議が調わないことについて正当な理由がない場合にあっては、この限りでない。

(2) 更新登録に当たっての審査及び登録の有効期間

更新登録に当たっては、行政への報告及び添付書類並びに運営協議会からの報告等により業務の実施状況、法令違反、輸送の安全の確保命令その他の行政処分の有無等を審査するものとし、次のいずれにも該当する場合にあっては、更新登録において付与する有効期間を3年とし、いずれかに該当しない場合にあっては2年とする。

① 法第79条の9第2項の規定による自動車の運行の管理の方法を改善すること等の命令を受けていないこと

② 法第79条の10に基づく自動車事故報告規則第2条第1項に規定する事故を引き起こしていないこと

- ③ 法第79条の12の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと

(3) 更新登録の実施

- ① 上記2.の場合に準じて審査を行うものとし、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、更新登録を行うものとする。
- ② 運輸支局長等は、更新登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。
- ③ 運輸支局長等は、更新登録を行った場合には、運送者に対して登録の通知を行うものとする。登録の通知は登録証の交付によって代えることができるものとする。
- ④ 更新登録を行った運輸支局長等は、関係する運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に更新登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。
- ⑤ 更新登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会を主宰した市町村又は都道府県に対してもその旨を通知するものとする。

5. 変更登録

(1) 変更登録を行う場合

法第79条の7の規定に基づき、以下の①又は②に掲げる事項を変更しようとする場合は、変更登録を要するものとする。

- ① 運送の区域（減少することとなる場合を除く。）
- ② 運送の種別（既に過疎地有償運送及び福祉有償運送を行っている運送者が、いずれかの有償運送を行わないこととする場合を除く。）

なお、登録後において市町村合併が実施された場合であっても、運送の区域は、合併前の旧市町村の範囲にあるものとし、運送の区域を合併後の市町村の範囲としようとする場合にあっては、合併後の市町村の長が主宰する運営協議会における協議を経て、変更登録を受けることを要するものとする。

(2) 変更登録の申請

変更登録の申請を行おうとする者は、様式第1-3号に定める申請書に(3)に掲げる添付書類を添えて、変更しようとする運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（複数の市町村を運送の区域とする場合にあっては主たる事務所の所在地である市町村を管轄する運輸支局長等）あて提出するものとする。運送の区域の拡大に伴い他の運輸支局長等の管轄にも属することとなった場合は、新たに管轄となった運輸支局長等に申請を行うものとする。

(3) 添付書類

施行規則第51条の11第2項に掲げる添付書類は、次に掲げるものとする。

① 運送の区域が拡大される場合

(イ) 上記2.(3)①~⑪に掲げる書類のうち、拡大しようとする運送の区域における運行管理の体制を記載した書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 拡大しようとする運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

② 有償運送の種別が変更され新たに福祉有償運送を行うこととなる場合

(イ) 上記2.(3)①~⑪に掲げる書類のうち、自家用有償旅客運送自動車の運転者が、施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件を備えていることを証する書類、運送しようとする旅客の名簿、その他の種別の変更に伴い内容が変更されることとなる書類

(ロ) 運送の区域における市町村が主宰する運営協議会において協議が調っていることを証する書類

(ハ) 登録証

(4) 変更登録の実施

① 変更登録は上記2.の場合に準じて審査し、登録の拒否を行う場合に該当する場合を除き、変更登録を行うものとする。

② 運輸支局長等は、変更登録を行った場合には、変更登録後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

③ 変更登録を行った運輸支局長等は、変更登録前の運送の区域を管轄する他の運輸支局長等がある場合には、当該運輸支局長等に変更登録を行った旨、登録簿の写しを添えて通知するものとする。通知を受けた当該運輸支局長等は、登録簿の写しを当該運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。

④ 変更登録を拒否した場合にあっては、2.(5)の場合に準じ、様式第8号に定める登録拒否理由通知書により申請者に通知するとともに、運営協議会の主宰者である市町村又は都道府県に対してもその旨を通知する。

(5) 変更登録時の留意事項

変更登録の場合にあっては、有効期間の更新は行わない。

6. 軽微な事項の変更の届出

(1) 軽微な事項の変更の届出

軽微な事項の変更については、登録事項変更届出書(申請様式第1-4号)により届出を行うものとする。この場合において、事務所ごとの配置車両数が5両以上となった場合にあっては、当該届出書に施行規則第51条の3第9号に定める運行管理の

体制を記載した書類及び施行規則第51条の17第2項に定める運行管理の責任者の要件を備えていることを証する書類を添付するものとする。

(2) 軽微な事項の変更の登録

軽微な事項の変更の届出があった場合には、運輸支局長等は、届出の事実に基づき変更の登録を行うものとし、変更後の登録簿を簿冊に調製し運輸支局等の事務所において縦覧に供するものとする。ただし、当該登録簿が電磁的記録をもって作成されているときには、運輸支局等の事務所において、当該電磁的記録により記録された情報を端末表示する等電磁的方法により提供することができるものとする。

7. 業務の停止及び登録の取消し

法第79条の12に規定する業務の停止及び登録の取消しを行う場合の行政処分等の基準については、別に定める。なお、運送者に対して、警告、業務の停止又は登録の取消しを行った場合においては、運輸支局長等は、処分等を行うに至った違反事実、行政処分等の内容を遅滞なく運営協議会の主宰者に通知するものとする。

8. 登録の抹消

(1) 運輸支局長等は、登録の有効期間が満了した場合、業務の廃止の届出が行われた場合及び登録の取消しを行った場合においては、当該運送者の登録の抹消を行うものとする。

(2) 運輸支局長等は、運送者の登録の抹消を行ったときは、当該運送者の名称を公示、インターネットその他の適切な方法により公表するものとし、かつ、その旨を運営協議会の主宰者に通知するものとする。

(3) 運送者は、登録の抹消が行われた場合には、登録証の原本を登録簿の存する運輸支局長等に返納しなければならないものとする。当該運送者は、登録証の返納を行うまでの間、登録証の適切な管理を行わなければならないものとする。

附 則

1. 本処理方針は、平成18年10月1日以降に処分を行うものから適用するものとする。

2. 道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第80条第1項ただし書の許可に係る運送について、改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第79条の登録を受けたとみなされる者（以下「みなし運送者」という。）に係る運転者証の作成・携行、自動車に関する表示等に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録（軽微な事項の変更の届出に係

るものを含む。以下同じ。)を受けることとなる日までは適用しない。

3. みなし運送者のうち、1の法人等が旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき複数の地域においてそれぞれの許可を取得していた者においては、改正法の施行に伴い、複数の運送の区域を有する1の法人等が登録を受けたものとみなし新法の規定を適用するものとする。この場合において、当該許可の期限がそれぞれの地域で異なる場合には、最初に到来する期限までを当該登録の有効期間とみなし、新法の規定を適用する。
4. みなし運送者に係る登録簿の縦覧、登録事項の通知、登録証の交付、登録番号の付与に係る本処理方針の規定の適用については、改正法施行以後、最初の登録の日までは適用しない。
5. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる車体の表示のうち、「有償運送車両」の文字及び「登録番号」を車体の両側面に表示することについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、なお従前の例による。
6. 改正法施行後においてみなし運送者に必要とされる自家用自動車への登録証の備え置きについては、改正法施行以後、最初の登録を受けることとなる日までは、旧法第80条第1項ただし書の規定に基づき交付を受けた許可証を備え置くものとする。

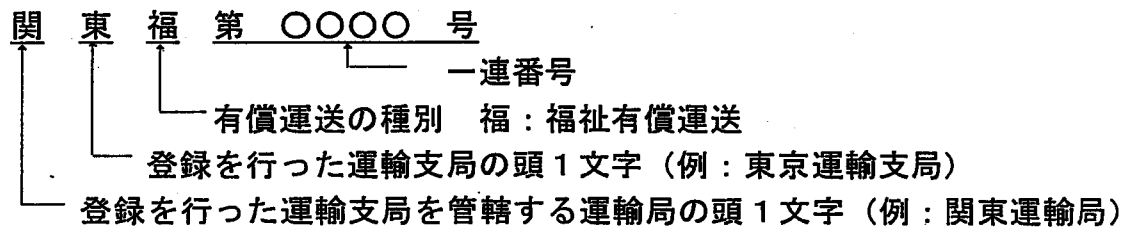
附 則 (平成21年5月28日付け公示第18号一部改正)

1. 本処理方針は、平成21年6月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

別記 1.

登録番号の付与方法

【番号付与例】



- 注 1. 神戸運輸監理部兵庫陸運部の管轄にあるものは、頭2文字は「神兵」と表示する。
- 注 2. 沖縄総合事務局にあっては、「沖」1文字とし陸運事務所の表示は不要とする。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送を行いたいのので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

3. 運送の区域

区 域	備 考

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

4. 運送の区域

区 域	備 考

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="checkbox"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="checkbox"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="checkbox"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送の変更登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項の変更を行いたいので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の11の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

4. 変更しようとする事項

(1) 自家用有償旅客運送の種別の変更

新	旧

(2) 運送の区域の変更

新	旧

5. 変更予定期日

平成 年 月 日

平成 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

自家用有償旅客運送に係る登録事項変更届出書

このたび、自家用有償旅客運送の登録事項のうち軽微な事項の変更を行いましたので、道路運送法第79条の7及び同法施行規則第51条の13の規定に基づき、下記のとおり届出致します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別
(福祉有償運送)

4. 軽微な事項の変更

(1) 名称、住所、代表者の氏名

	新	旧
法人の名称		
住 所		
代表者の氏名		

(2) 自家用有償旅客運送の種別

(過疎地有償運送又は福祉有償運送のうちいずれかを行わないこととする場合に限る)

新	旧

(3) 運送の区域（減少する場合に限る）

新	旧

(4) 事務所の名称又は位置

	名 称	位 置
新		
旧		

(5) 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称		所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
新		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()
旧		所有	()	()	()	()	()	()
		持込	()	()	()	()	()	()
		合計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、()内に内数で記載すること

(6) 運送しようとする旅客の範囲

		新	旧
福 社	身体障害者		
	要介護認定者		
	要支援認定者		
	そ の 他		

行うものに○を付すものとする。

添付書類（新規登録の申請に際して添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号 参考様式第ロ号
9	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面	(様式第9号)

添付書類（更新登録、変更登録の申請、変更の届出に際して基本的に添付が必要な書類）

	必 要 書 類	様式番号
1	定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）	
2	宣誓書（第79条の4第1～4号までのいずれにも該当しない旨を証する書類）	様式第2号
3	法第51条の7に規定する運営協議会における合意を証する書類	様式第3号
4	自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類	
5	運転者等就任承諾書等及び運転免許証の写し並びに施行規則第51条の16に定める資格の有無を証する書面の写し	様式第4号
6	運行管理の責任者の就任承諾書	様式第5号
7	運行管理の体制等を記載した書類	様式第6号
8	運送しようとする旅客の名簿	参考様式第イ号 参考様式第ロ号
9	登録証（更新登録、変更登録等の場合）	様式第7号
10	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面（宣誓書他）	(様式第9号)

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員が、道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

平成 年 月 日

申 請 者 殿

運営協議会において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり運営協議会を開催し、当該地域における地域住民の生活のために必要な旅客輸送を行わせることが必要であるとの合意に至ったので、その旨証する書類を交付する。

記

1. 運営協議会の名称及び対象市町村
(名 称)

(対象市町村)

2. 運営協議会にて合意に至った年月日

3. 合意の内容

(1) 運送主体

(2) 運送の区域

(3) 旅客から收受する対価 (対価の内容を添付すること)

(4) その他特記事項

平成 年 月 日

〇〇市運営協議会

主宰者 〇〇市長 印

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類
1			種
2			種
3			種
4			種
5			種
6			種
7			種
8			種

- ※ 受けている運転免許の別（1種、2種）の別を記載すること。
- ※ 普通第2種運転免許を有しない者については、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- ※ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合については、施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者の就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	資格の種類
1			
2			
3			

- ※ 施行規則第51条の16第3項各号のいずれかの要件を満たすことを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、福祉有償運送を行う場合であって、施行規則第51条の16第3項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合については当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

運行管理の責任者 就任承諾書

申請者（ ）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成 年 月 日

住 所
氏 名

※ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

登録番号	
運送の主体(申請者名)	

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名 ()

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所	※1 資格の種類
1			
2			

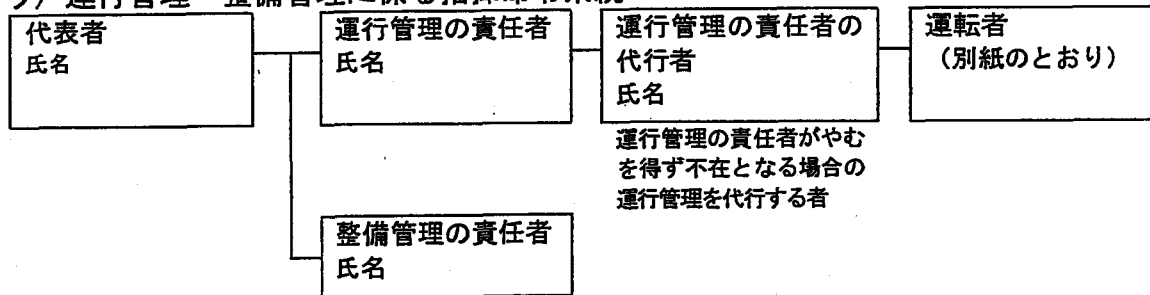
※ 5両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類を添付すること。

※ 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。

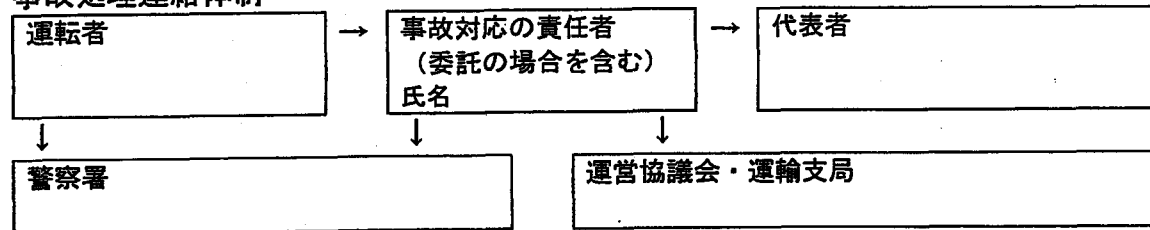
(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏名	住所
1		

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



2. 事故処理連絡体制



3. 苦情処理体制



様式第7号

(番 号)

自家用有償旅客運送者登録証

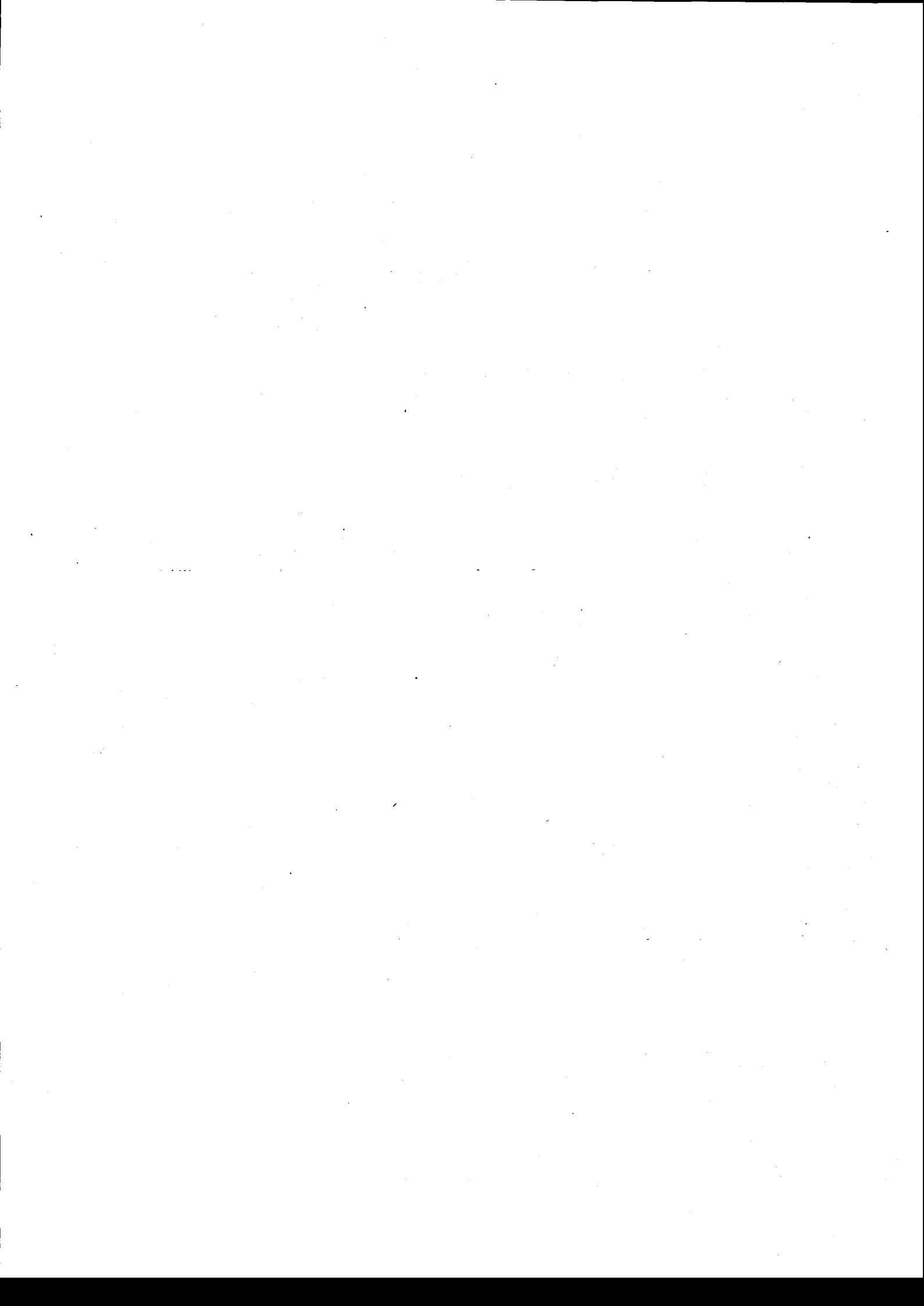
道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号
2. 登録の有効期間
3. 名称、住所、代表者氏名
4. 自家用有償旅客運送の種別
5. 運送の区域
6. 登録に付す条件

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長



(申請者) 殿

登録拒否理由通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった自家用有償旅客運送については、下記理由により（一部）登録を拒否したので通知する。

記

1. 登録を拒否した事項

2. 登録の拒否を行った理由

(文 例)

- ・ 道路運送法第79条の4第1項第1号（第2号、第3号、第4号）に掲げる欠格事由に該当しているため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の7に規定する運営協議会において協議が調っておらず、道路運送法第79条の4第1項第5号の合意が得られていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の16第1項に定める必要な要件を備える運転者の確保がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の17第1項に規定する運行管理の責任者の選任、運行管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の20に規定する整備管理の責任者の選任、整備管理の体制の整備がなされていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の21に規定する旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置が講じられていないと認められるため。
- ・ 道路運送法施行規則第51条の22第1項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任、連絡体制の整備がなされていないと認められるため。

平成 年 月 日

〇〇運輸局〇〇運輸支局長

(契約申込書の写し、見積書の写しが添付できない場合は以下の宣誓書を添付する)

様式第9号

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿

宣 誓 書

道路運送法第79条の登録を受けた時は、速やかに以下のとおり損害を賠償するための措置を講ずることを誓約します。

記

保険（共済）の種類	補償金額
対人保険（共済）	（無制限・万円）
対物保険（共済）	（無制限・万円）

平成 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名